

ナイスデイ

指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービス事業運営規程

○事業の目的

第1条

スマートブレイン株式会社が開設するナイスデイ（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

○運営の方針

第2条

- 一 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供にあたる。

○事業所の名称等

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ナイスデイ
- 二 所在地 太田市由良町 894-3

○職員の職種、員数及び職務の内容

第4条

事業所に勤務する職種及び職務の内容は次のとおりとする。各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 一 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、及び相談援助、その他必要な業務の提供にあたる。

- 三 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 四 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 五 看護師は、利用者の心身の状況等の把握を行います。病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。

○営業日及び営業時間

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日、祝日も営業。
但し、(8月13日から8月16日、12月30日から1月3日)までを除く。
- 二 営業時間 午前8時00分から午後5時00分

○利用定員

第6条

事業所の1日の利用者の定員は、次のとおりとする。

- 一 サービス提供時間帯 ① 9:00~12:15 ② 13:45~17:00
- 二 定員 15人

○指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの提供方法、内容

第7条

指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行なうものとする。但し、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 一 身体介護に関すること
 - 日常生活動作能力により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア、排泄の介助
 - イ、移動、移乗の介助
 - ウ、その他必要な身体の介護

二 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア、レクリエーション

イ、音楽活動

ウ、行動的活動

エ、体操

三 送迎に関すること

利用者に対し送迎サービスを提供する。

ア、移動、移乗動作の介助

イ、送迎

四 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア、疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ、日常動作や具体的な介助方法に関する相談・助言

ウ、自助具や具体的な介助方法に関する相談・助言

エ、その他の在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

○指定居宅介護支援事業者との連携等

第8条

- 一 指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあつては、利用者にかかる指定居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 二 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があつた場合、当該利用者の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 三 正当な理由なく指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの提供を拒めない。但し、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

○個別援助計画の作成等

第 9 条

- 一 指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況ならびに家族等介護者の状況を充分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。
- 二 通所介護計画の作成・変更の際には利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 三 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

○ サービスの提供記録の記載

第 10 条

従業者は、指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスについて、介護保険法第 42 条の 3 第 6 項または法第 53 条の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載する。

○利用料金等及び支払いの方法

第 11 条

- 一 指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用者の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の 1 割、2 割又は 3 割とする。
- 二 その他諸経費については、第 11 条別紙に掲げる費用を徴収する。
- 三 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事項に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 四 指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの利用者は、当事業所の定める期日に、別途重要事項説明書で指定する方法により納入することとする。
- 五 口座振替完了次第口座から引き落としをする。(口座振替完了まで現金払いとする。)

○ 通常の事業の実施地域

第 12 条

通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

- 一 太田市 （ただし、指定介護予防通所介護相当サービスは太田市、足利市、大泉町、邑楽町、千代田町）

○ 契約書の作成

第 13 条

契約書の作成にあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に重要事項説明書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

○ 緊急時等における対応方法

第 14 条

- 一 指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 二 介護サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の講ずるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

○ 非常災害対策

第 15 条

指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。また、非常災害に備えるため、避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

- 一 防災責任者 管理者
- 二 防災訓練 年 2 回
- 三 避難訓練 年 2 回
- 四 通報訓練 年 2 回

○ 衛生管理及び従事者等の健康管理等

第 16 条

- 一 指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 二 指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービス従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

○サービス利用にあたっての留意事項

第 17 条

利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立ち合いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し、安全指導を図る。

○秘密保持

第 18 条

- 一 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 二 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

○苦情・ハラスメント処理

第 19 条

管理者は、提供した指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適正に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

○損害賠償

第 20 条

指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

○虐待防止に関する事項

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

○事業継続計画

第 22 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定地域密着型通所介護サービス・指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

○その他運営についての留意事項

第 22 条

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回以上
- 三 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担徴収簿、その他、必要な帳簿を整備する。
- 四 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、スマートブレイン株式会社とナイスデイの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。